



岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

岡山県市町村総合事務組合管理者 山崎 親男

#### 岡山県市町村総合事務組合条例第5号

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を改正する条例

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（平成17年岡山県市町村総合事務組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第46条の表常時介護を要する状態の項中「171,650円」を「172,550円」に、「75,290円」を「77,890円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「85,780円」を「86,280円」に、「37,600円」を「38,900円」に改める。

第109条中「介護休暇」を「介護休業」に、「介護休業手当金を受けたとき」を「介護休業手当金（雇用保険法の規定による介護休業給付金を含む。）を受けたとき」に、「岡山県市町村職員共済組合の介護休業手当金支給額」を「当該支給額」に改める。

第129条第2項第1号中「171,650円」を「172,550円」に改め、同項第2号中「75,290円」を「77,890円」に改め、同項第3号中「85,780円」を「86,280円」に改め、同項第4号中「37,600円」を「38,900円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第46条及び第129条第2項の規定は、施行日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の新旧対照表

新				旧			
(介護補償)				(介護補償)			
<b>第46条</b> 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって介護を要する状態の区分に応じ、次の表に掲げる障害の程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に同表に掲げる介護を受けた日の区分ごとに同表に定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。				<b>第46条</b> 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって介護を要する状態の区分に応じ、次の表に掲げる障害の程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に同表に掲げる介護を受けた日の区分ごとに同表に定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。			
(1)～(3) 略				(1)～(3) 略			
介護を要する状態の区分	障 害	介護を受けた日の区分	金 額	介護を要する状態の区分	障 害	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	1 神経系統の機能又は精神の著しい障害であって、その程度が常に介護を要するもの	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <b>172,550 円</b> を超えるときは <b>172,550 円</b> )	常時介護を要する状態	1 神経系統の機能又は精神の著しい障害であって、その程度が常に介護を要するもの	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <b>171,650 円</b> を超えるときは <b>171,650 円</b> )
	2 胸腹部臓器の機能の著しい障害であって、その程度が常に介護を要するもの	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <b>77,890 円</b> 以下であるときに限る。)	月額 <b>77,890 円</b> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)		2 胸腹部臓器の機能の著しい障害であって、その程度が常に介護を要するもの	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <b>75,290 円</b> 以下であるときに限る。)	月額 <b>75,290 円</b> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)
	3 前2号に掲げるもののほか、第41条の表に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は第42条の表に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの	3 前2号に掲げるもののほか、第41条の表に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は第42条の表に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの				3 前2号に掲げるもののほか、第41条の表に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの	
随時介護を要する状態	1 神経系統の機能又は精神の著しい障害であって、その程度が随時介護を要するもの	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <b>86,280 円</b> を超えるときは <b>86,280 円</b> )	随時介護を要する状態	1 神経系統の機能又は精神の著しい障害であって、その程度が随時介護を要するもの	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <b>85,780 円</b> を超えるときは <b>85,780 円</b> )
	2 胸腹部臓器の機能の著しい障害であって、その程度が随時介護を要するもの	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支給された額が <b>38,900 円</b> 以下であるときに限る。)	月額 <b>38,900 円</b> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)		2 胸腹部臓器の機能の著しい障害であって、その程度が随時介護を要するもの	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支給された額が <b>37,600 円</b> 以下であるときに限る。)	月額 <b>37,600 円</b> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)
	3 第41条の表に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は第42条の表に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの	3 第41条の表に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は第42条の表に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの				3 第41条の表に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの	

(介護休業補助金の給付)

**第 109 条** 組合員が要介護状態にある家族の介護を行うため、介護休業を取得し岡山市町村職員共済組合から介護休業手当金（雇用保険法の規定による介護休業給付金を含む。）を受けたときは、当該支給額の 4 分の 1 の額（100 円未満の端数は、切り捨てる。）を介護休業補助金として支給する。

(介護補償)

**第 129 条** 略

2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、1 月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 介護補償に係る障害（障害の状態に変更があった場合には、その月における最初の変更の前の障害。第 3 号において同じ。）が前項の表常時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が **172,550 円**を超えるときは、**172,550 円**）

(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第 4 号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が **77,890 円**以下である場合に限る。） **77,890 円**

(3) 介護補償に係る障害が前項の表随時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が **86,280 円**を超えるときは、**86,280 円**）

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親

(介護休業補助金の給付)

**第 109 条** 組合員が要介護状態にある家族の介護を行うため、介護休暇を取得し岡山市町村職員共済組合から介護休業手当金を受けたときは、岡山市町村職員共済組合の介護休業手当金支給額の 4 分の 1 の額（100 円未満の端数は、切り捨てる。）を介護休業補助金として支給する。

(介護補償)

**第 129 条** 略

2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、1 月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 介護補償に係る障害（障害の状態に変更があった場合には、その月における最初の変更の前の障害。第 3 号において同じ。）が前項の表常時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が **171,650 円**を超えるときは、**171,650 円**）

(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第 4 号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が **75,290 円**以下である場合に限る。） **75,290 円**

(3) 介護補償に係る障害が前項の表随時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が **85,780 円**を超えるときは、**85,780 円**）

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親

<p>族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>38,900</u> 円以下である場合に限る。） <u>38,900</u> 円</p>	<p>族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>37,600</u> 円以下である場合に限る。） <u>37,600</u> 円</p>
--	--